

あいのわ福祉社会は、これまで以上に「地域における公益的活動」を活発化するために、下記のように基本方針を定めました。この方針の下に法人として可能な限り「地域における公益的活動」を実践してまいります。

あいのわ福祉会「地域における公益的活動」基本方針

- あいのわ福祉会の本来業務である障がい者支援事業を効果的に実施し、利用者をはじめ関係者の信頼を得る事業運営を行います。
- 地域社会の一員として、あいのわ福祉会のノウハウや施設等を活かした公益的活動を実施します。
- 常に地域社会の福祉需要の把握に努め、ニーズに即した公益的活動を実施します。
- 足立区社会福祉協議会をはじめ他の社会福祉法人や地域の団体等と積極的に連携し、より効果的な公益的活動を実施します。
- あいのわ福祉会の職員は地域社会の構成員であることを強く自覚し、公益的活動の増進に努めます。
- あいのわ福祉会の公益的活動について積極的に情報発信し、広く地域社会にサービスが広がるよう努めます。

2017年12月25日